

ここがポイント！ 追加的健康確保措置



岡山県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理アドバイザー
社会保険労務士
佐田 俊彦

医師の時間外上限規制について

| | | |
|--|--|---|
| <p>一般則</p> <p>(例外) ・年720時間 ・複数月平均80時間(休日労働含む) ・月100時間未満(休日労働含む) 年間6か月まで</p> <p>※36協定の締結・届出と限度基準(原則) 1か月45時間 1年360時間</p> | <p>2024年4月～</p> <p>年1,860時間／月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む</p> <p>年960時間／月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む</p> <p>連携B 例水準 (医療機関を指定)</p> <p>B 地域医療確保暫定特 (医療機関を指定)</p> <p>C-1 集中的技能向上水準 (医療機関を指定)</p> <p>C-2</p> <p>※C-1：臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用 ※本人がプログラムを選択 C-2：医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請</p> | <p>将来 (暫定特別水準の解消(=2035年度末を目標)後)</p> <p>将来に向けて縮減方向</p> <p>年960時間／月100時間(例外あり) ※いずれも休日労働含む</p> <p>A C-1 C-2</p> |
| <p>※この(原則)については医師も同様。 ※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。</p> <p>月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置</p> <p>↑ A水準は、事後でも○。 A水準超は事後は×。</p> <p>※「臨時的に特別な事情がある場合」は、医師の場合、臨時的な必要性が生じる時季や頻度が予見不能であることから、その適用を年6か月に限らない。(通年で適用可)</p> | | |
| <p>追加的健康確保措置</p> <p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(努力義務)</p> <p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)</p> <p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務) ※臨床研修医については連続勤務時間制限28時間</p> <p>※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超</p> | | |

連続勤務時間制限と休息时间について

通常の日勤及び宿日直許可のある宿日直に従事する場合

① 始業から24時間以内に9時間の連続した休息时间 15時間の連続勤務時間制限

宿日直許可のない宿日直に従事する場合

② 始業から46時間以内に18時間の連続した休息时间 28時間の連続勤務時間制限



①24時間と②46時間の2つのものさしをイメージします。

- ・確実に休息を確保する観点から、9時間又は18時間の連続した休息時間は、事前に勤務シフト等で予定されたものであることを原則とする。
- ・連続した休息时间中にやむを得ない理由により発生した労働に従事した場合は、当該労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与する。
- ・宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなす。

連続勤務時間制限と休息时间について

図1:通常の日勤

① 24時間のものさし⇒9時間の連続休息時間

図2:宿日直許可のある宿日直に従事する場合

① 24時間のものさし⇒9時間の連続休息時間

② 24時間のものさし⇒9時間の連続休息時間

図3:宿日直許可のない宿日直に従事する場合

① 46時間のものさし⇒18時間の連続した休息时间

連続勤務時間制限と休息时间について

「始業」の考え方

連続勤務時間制限の起点となる「始業」は、**事前に勤務シフト等で予定された労働の開始時**とする。

例えば、1日の間に短時間の休息と労働が繰り返されることが予定されている場合は、それぞれの労働の開始が「始業」扱いとなる。



予定の**各始業**を起点に**24時間のものさし**をあて、それぞれに**9時間の連続した休息时间**があるようにシフトを組みます。



連続勤務時間制限と休息时间について

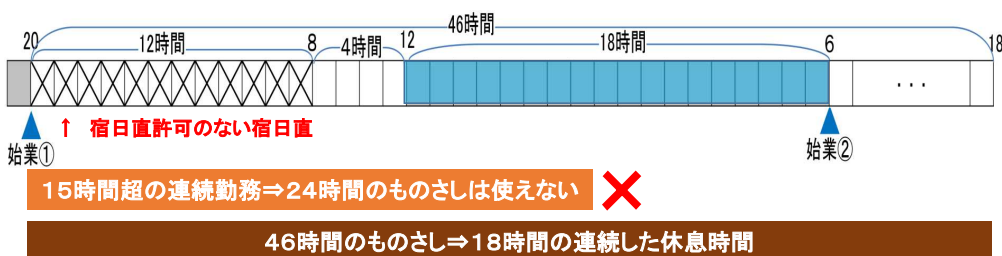
2種類の連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制の関係

①「始業から24時間以内に9時間の連続した休息时间(15時間の連続勤務時間制限)」と、宿日直許可のない宿日直に従事する場合の②「始業から46時間以内に18時間の連続した休息时间(28時間の連続勤務時間制限)」について、**①と②の間に段階的な規制の適用を行うことはない**

例えば、始業から16時間連続して宿日直許可のない宿日直を含む勤務を行った場合、②が適用され、次の業務の開始までに18時間の連続した休息时间が必要となる。



連続勤務時間が**15時間を超える時は、24時間のものさし**が使えなくなり、**46時間のものさし**を使わなければなりません。

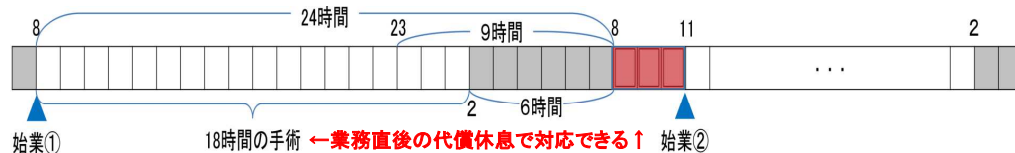


代償休息について

- ・連続した休息時間中にやむを得ない理由により発生した労働に従事した場合は、**当該労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与**しなければならない。
- ・代償休息は、発生の都度、時間単位での休息をなるべく早く付与することとするが、**付与期限は、代償休息を生じさせる勤務が発生した日の属する月の翌月末**。
- ・代償休息の付与は、**所定労働時間中に「時間休」として与える、「休息时间」を延長**等の方法によって行う。
- ・代償休息を付与することを前提とした運用(シフトに組み込む等)は、**原則として認められない**。
- ・休息時間中に発生した労働の賃金を、代償休息の付与によって相殺することは可能。ただし、就業規則等での明示と割増部分の支払は必要。

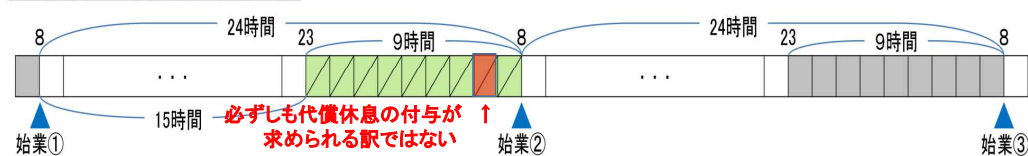
代償休息について

- ・長時間の手術等、**個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務が予定されている場合は、代償休息の付与を前提とした運用が認められる**。ただし、医師の健康確保の観点から、当該代償休息については、当該業務の終了後**すぐに付与**しなければならない。



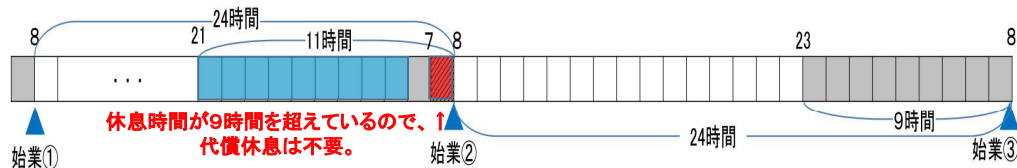
- ・宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合、宿日直中に労働が発生した場合は、**当該労働時間に相当する時間の休息を事後的に付与する配慮義務**がある。

図2:宿日直許可のある宿日直に従事する場合

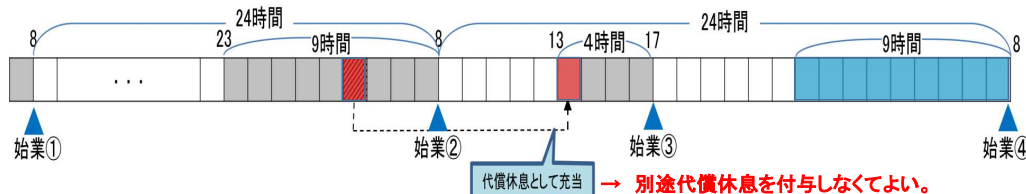


代償休息について

- ・事前に9時間を超える休息時間を確保した場合において、休息時間のうち9時間の連続した休息時間を超える分の時間については、代償休息を付与する必要はない。



- ・予定された9時間の連続した休息時間より後の休息時間は、代償休息の対象となる労働が発生する前にあらかじめ付与することが決まっていたものであっても、代償休息として充当できる。



臨床研修医の連続勤務時間制限等について

- ・C-1水準適用の初期研修医については連続勤務時間制限15時間、連続した休息時間9時間の実施を徹底し、代償休息の必要がないようにする。
- ・臨床研修における必要性から、指導医の勤務に合わせた24時間の連続勤務時間を認めるが、その場合の連続した休息時間は24時間とする。



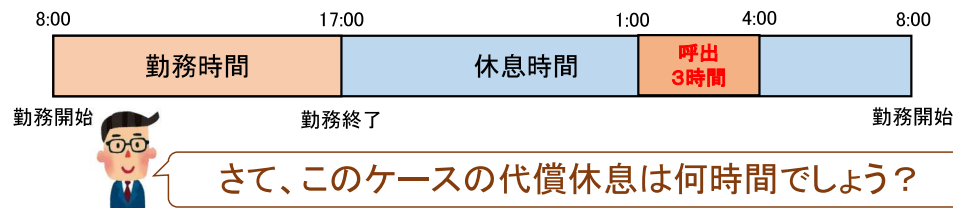
C-1適用の初期研修医には、①24時間のものさし(9時間の連続休息時間)と ②48時間のものさし(24時間の連続休息時間)の2つのものさしが適用されます。

- ・臨床研修の必要性から、次の①～③を要件に代償休息の付与を認める。

- ① オンコール、許可のある宿日直への従事が必要であること
- ② 募集時に代償休息を付与する形式の研修であることを明示
- ③ 付与期限は必要性が生じた診療科の研修期間内

代償休息に関するケーススタディ

- ・始業から24時間以内に15時間の連続休息時間が予定されているシフトで、休息時間中に3時間呼出が発生したケース



ここがポイント！
追加的健康確保措置



ご清聴ありがとうございました。